

男女共同参画基本計画の考え方（案）

※第8分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、女性に対する暴力に関する専門調査会において議論されるため省略している。

第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1
第2分野	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	4
第3分野	男性・子どもにとっての男女共同参画	6
第4分野	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	8
第5分野	男女の仕事と生活の調和	10
第6分野	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	12
第7分野	人々が安心して暮らせる環境の整備（高齢者、障がい者、外国人、生活困難など）	16
第9分野	生涯を通じた女性の健康支援	19
第10分野	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	21
第11分野	科学技術・学術分野における男女共同参画	23
第12分野	メディアにおける男女共同参画の推進	25
第13分野	地域における男女共同参画の推進	27
第14分野	国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	29
V	推進体制	32

第1分野 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」

《なぜ進まなかったのか：政策・方針決定過程への女性の参画がなぜ進まなかったのか》

- ・日本型の労働環境で性別役割分担意識が打破できず、男性のルートに能力ある女性をのせることで男女共同参画を達成しようとし、男女の新たな働き方を創出できなかったこと。
- ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に対する政治的リーダーシップが不足していたこと。
- ・国の審議会等の女性委員や国家公務員の管理職など行政の範囲にあるものには具体的数値目標を設定して取組を進めてきたのに対し、政党や民間企業などへの行政からの働きかけが自制的であったこと。
- ・政党、企業、大学など既存の意思決定権者や中間管理職の男女共同参画への理解、協力が不足していたこと。
- ・男女共同参画に向け、採用には力を入れ始めたものの、年功序列的な人事慣行の下で「指導的地位」に立つ候補に女性が少なかったこと。
- ・モデルの不足による孤立・不安や長時間労働を前提とした勤務への躊躇など、環境整備が不十分だったこと等により、女性自身も指導的地位に立つことを敬遠する傾向も見られたこと。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・少子・高齢化の進展、地域における地縁の希薄化など社会状況が変化する中、将来にわたり持続可能な経済社会を創造していくために、多様な人材の能力の活用、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていく観点から、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、社会の構成員の半分以上を占める女性の参画をあらゆる分野において進め、特に、政策や方針の決定に関わる立場の女性を増やしていく。
- ・多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためにも、女性の参画を促進することが必要である。
- ・「2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ計画的に取組を進めるとともに定期的にフォローアップを行うよう支援・協力要請を行う。
- ・「2020 年 30%」の中間目標として「2015 年 20%」、「2015 年までに 10 ポイントアップ」等の目標を立て取組を推進する。
- ・女子差別撤廃委員会の最終見解で明示的に指摘のあった項目や女性の登用が遅れている項目について、裾野の拡大や多様な目標設定を視野に入れつつ、個別分野（政治分野、公的分野、教育分野、雇用分野等）の対策を効果的に推進する。
- ・ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）やジェンダー・ギャップ指数（GGI）の順位を上げ、男女平等に関する日本の国際的地位の向上を目指す。
- ・女性のライフスタイルに沿ったエンパワーメントを促進する。
- ・目標の設定や働きかけなどあらゆる方法で男女共同参画の推進をより積極的に提案する。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（１）政治分野における女性の参画の拡大

- ・国政、地方政治への女性の参画を促進するため、政治分野におけるクオータ制について検討する。
- ・都道府県、市区町村における女性首長等のネットワークを構築する。

（２）国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・女性の国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項について検討を行い、できる限り実施する。「2020 年 30%」に向けた中間目標の設定のほか、特に、公務員制度改革に際し、女性の登用が進むよう検討する。
- ・男性の育児休業取得促進を国が率先して実施する。
- ・司法分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を促進する。

（３）地方公共団体における取組の支援、協力要請

- ・女性地方公務員の採用、登用等の拡大に向け、「2020 年 30%」に向けた中間目標の設定など、より積極的な取組が地方公共団体において推進されるよう、要請及び情報提供を行う。
- ・地域間のネットワークを構築する。
- ・政策・方針決定過程に携わる新たな人材を育成する。

（４）企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

- ・それぞれの分野で政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、「2020 年 30%」に向けた中間目標の設定など、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。
- ・企業に対して、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の自主的取組が促進されるよう、女性管理職の数値目標などメルクマールを提示した上での協力要請などを行う。
- ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定するなどの積極的な取組を促進するよう協力を要請する。
- ・家庭責任を有する労働者も公平に評価され、意欲を持って働き続けられるような人事雇用体系の検討を推進する。
- ・誰もが目指すことのできるような身近なロールモデルを育成・発掘し、活躍事例を発信する。
- ・女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談にのり、助言するメンターを推進する。
- ・これまで女性の割合が少なかった分野や職域における女性の活躍を支援する。
- ・人間らしい生活、働き方を実現する上で、男性の労働者や企業にとっても男女共同参画が意義あるものであることを示し、理解を深める。
- ・国公立を問わず各大学において、学長が率先してリーダーシップを発揮するなど、女性が活躍できる環境づくりに取り組み、女性の参画を促進するよう協力を要請する。
- ・各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を促す。

（５）女性の参画を促進するための仕組みづくり

- ・政策・方針決定過程全般にわたる推進のため、「2020 年 30%」の中間目標を個別に設定するなどによる積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が必要であり、あらゆる機会を通じて、女性の登用

等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、スポーツ団体、政党、協同組合等各種機関・団体等に対して、トップ、管理職レベル、担当者等の様々なレベルで情報交換・意見交換などを通じて働きかける。その際、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関し、各分野における実施状況や実効性ある具体的な措置に関する情報提供等を行い、実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。

- ・企業における男女共同参画の積極的な推進を図るため、公契約における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）として、男女共同参画に関連する調査について、一般競争入札総合評価落札方式により入札を行う際に、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するほか、更なる取組に向けた検討を深める。
- ・ダイバーシティやCSR（企業の社会的責任）により男女共同参画に先進的に取り組んでいる企業・団体・個人への積極的な評価を行うとともに、好事例を発信。
- ・男女共同参画を推進する自主的な取組を表彰制度により奨励するとともに、表彰された機関・団体の定期的なフォローアップ及びアドバイスを行う。

（６）調査の実施及び情報・資料の収集、提供

- ・様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況につき調査を実施し、情報提供を行う。
- ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について、各分野における実施状況やその効果について調査・研究しつつ、実効性ある具体的な措置のモデルの開発を進め、それらの成果の普及に努める。
- ・政策・方針決定過程に登用された女性のネットワーク作りを支援し、新たな人材の発掘・育成を図る。

第2分野 「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」

《なぜ進まなかったのか：男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革がなぜ進まなかったのか》

- ・ 男女共同参画が必ずしも分かりやすく、身近なものではなかった。
- ・ 固定的性別役割分担意識は依然根強く残っており、社会経済の変化を踏まえた世論形成のための理論付け、意識付けのための方法の検討や働きかけが不足していた。
- ・ 結果として、固定的性別役割分担を前提とした制度の変革やライフスタイルの多様化に対応した法整備が遅れるなど、政治のリーダーシップが不足していた。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・ 男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会を実現するための基本理念の1つとして「社会における制度又は慣行についての配慮」（第4条）を掲げている。
- ・ 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会（家族を含む。）における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題である。
- ・ 片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から、個人単位の制度・慣行に変更し、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会としていくことが必要である。
- ・ 男女共同参画社会の形成には、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担えるようにしていくことが重要である。
- ・ 我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、これまで重ねて指摘してきた事項も踏まえ、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行う。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（1）男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ・ 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査を実施する。
- ・ 女性の就業調整や非労働力化を促す可能性のある制度を見直す。
- ・ 人生を通じた多様なライフスタイルを尊重し、ライフスタイルの変化により影響を受けない制度を構築する。
- ・ 核家族化や未婚・離婚の増加、高齢化の進展による単身世帯やひとり親世帯の増加に対応したセーフティネットの再構築など家族形態の変化に対応するよう、制度・慣行を見直す。
- ・ 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境を整備する。その際、特に、資産状況の男女差に着目した配慮を行う。
- ・ 税制については、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう検討する必要がある。特に、配偶者控除については、国民に与える影響に配慮しつつ、縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める必要がある。
- ・ 社会保障制度については、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向でその在り方について検討を進める必要がある。この中で、社会保険の適用については

雇用形態に関わらず公平な制度となるよう引き続き議論を進める必要がある。

- ・年金制度については、今後創設が予定されている「所得比例年金」や「最低保障年金」の具体的な制度設計において、これまで指摘してきた点も含め、新たな制度が男女の社会における活動の選択に中立的な制度となるよう検討する必要がある。
- ・家族に関する法制の整備については、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえて、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要がある。また、家族法制の在り方については、時代の変化等に応じて、今後とも、その課題を検討していくことが求められる。

(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

- ・子ども・若年層に対しても分かりやすい企画の実施などによる効果的なアプローチによる広報、啓発活動を検討・実施する。
- ・行政における政策形成過程の更なる透明化、参加型イベントなど、広報手法の工夫を行い、NP0、関係団体等との効果的な連携の推進を図る。
- ・あらゆる人にとって共感してもらえる地域に根ざした身近な「男女共同参画」の発信について検討する。

(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

- ・政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等の制度を積極的に活用する。その際、民間N G Oとの連携を図る。また、相談に当たる職員等の研修の充実を図る。
- ・男女共同参画に関係の深い国内法令、条約等について、誰もが理解しやすい形で広報する。
- ・学校教育や社会教育においても法令等により保障される人権に関して正しい知識の普及を図る。
- ・母国語の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、さらにその内容を充実させるよう努める。

(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

- ・制度・慣行が男女に与える影響の違いを明らかにする調査研究等を行う。
- ・諸外国で実施されているジェンダー予算等の手法についても調査研究を進める。
- ・男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査等を活用して、定期的に実態を把握する。
- ・調査研究に当たっては、大学や学術研究機関等とも連携し、その成果を活用する。
- ・調査研究に当たっては、男女共同参画分野の専門家、N G O、一般国民からの情報収集や意見交換を幅広く行う。また、調査研究の成果は、各種の情報ネットワーク等を通じて、迅速かつ広範に公表し、国、地方公共団体、N G O等が相互に活用できるように努める。
- ・統計情報等について、男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実に努める。また、男女共同参画にかかわる重要な統計情報等は国民にわかりやすい形で公開し、周知を図る。また、研究者による高度な分析要望に対応するため、個票データを二次分析に活用できるようなデータ・アーカイブ機能の整備を検討する。
- ・育児・介護などの家庭で担われている役割の経済的・社会的評価のための研究を充実させる。

第3分野 「男性・子どもにとっての男女共同参画」

《なぜ進まなかったのか：男性・子どもにとっての男女共同参画がなぜ進まなかったのか》

- ・ 男性には家計を支えるなど種々のプレッシャー等があり、根強い固定的性別役割分担意識から抜け切れていない。
- ・ 非正規雇用問題などのように男女双方の課題であるにもかかわらず、女性のみの課題として認識されがちで男性の意識が低いものもあった。
- ・ 日本社会が男性本位で成り立っているため、男性は男女共同参画を「自分の課題」ととらえきれていない。
- ・ 男性は男女共同参画について家庭内等の「小さな」課題と考えがちで、社会的・国際的な課題だと認識していない。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・ 男性の家庭への参画を促進するには、長時間労働などの働き方の問題を解決するとともに、男性、女性の双方が男女共同参画についての理解を深め、固定的性別役割分担意識を解消することが求められる。
- ・ 固定的性別役割分担意識からの解放は、男性側にとっても、男性が生計維持を担わなければならないというプレッシャーを軽減することができ、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を可能とすると考えられる。そのため、社会全体としても、男性のワーク・ライフ・バランスのスタンダードを確立し、後押しすることが必要である。
- ・ 子どもにとっての男女共同参画は、少子・高齢化が進展する中で、男女共同参画社会を実現し、持続可能な社会を形成するために重要な視点である。
- ・ また、家族の形態、個人のライフスタイルなどは多様化している中で、ひとり親家庭や子どもに対する性暴力の防止などへの支援が必要な子どもが増えており、子どもの健やかな成長のため、子どもを大切にする社会を目指す。
- ・ 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、幸せに暮らせる社会に向け、安全で安心に暮らせる環境づくり、次代を担う子どもにとっての教育・啓発、将来を見通したエンパワーメントが重要である。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（1）男性

- ・ 男性の家庭・地域への参画

《例》*男性が育児・介護に参画するための環境整備を行う。

*男性が地域社会へ参画し、男女共同参画を実現するための環境整備を行う

*高齢男性などの孤立や日常生活自立に対する支援を行う。

*男性の家庭・地域への主体的な参画を促進するためのワーク・ライフ・バランスのとれていない働き方の見直しを行う。

・男性にとっての男女共同参画

《例》*男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を行う。

*男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

*心身の健康、自殺、男性シングルなどの男性に関わる問題への対応を行う。

*女性に対する暴力に関する予防啓発及び相談への対応を行う、

*食育の推進を行う（男女を問わず国民一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点から推進。なお、推進にあたっては、男女共同参画の視点を踏まえ、男性も参加して積極的に推進する。）。

(2) 子ども

・子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

* 女兒、女性に対する暴力を撲滅するための体制整備、予防・啓発等の充実を図る。

* 子どもが健全に育つための情報環境を整備する。

* 子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を行う。

* 小児医療体制の整備を行う。

* 男性も女性も子どもに関われるような働き方の見直しを行う。

・次代を担う子どもにとっての教育・啓発

* 男女平等を推進する教育の充実を図る。

* 健康教育を推進する。

* 適切な性に関する教育を推進する。

* HIV や薬物等に関する予防教育・啓発を行う。

* 食育を推進する。

・子どもの頃からの将来を見通したエンパワーメント

* 子ども・若者の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフコースを見通した総合的なキャリア教育を推進する。

* 思春期の女性の健康を守る食に関する知識を普及啓発する（過度なダイエットによる健康リスク、骨粗しょう症のリスク等）。

* 子ども・若者を対象とした企業・研究者等のロールモデルを提供する。

* 女性若年層の理工系分野の選択を促進する。

第4分野 「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」

《なぜ進まなかったのか：雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保がなぜ進まなかったのか》

- ・雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保が進まない原因として、働き手・稼ぎ手は男性であり、女性が働くのは家計補助の目的であるという社会における固定的性別役割分担意識がある。
- ・雇用環境の悪化や経済のグローバル化に伴い、安価な人件費を求める傾向がより強くなり、従来女性に多かった非正規雇用が若年層にも対象が広がったことで、非正規雇用の問題が顕在化した。
- ・現在、雇用等の分野における問題として正規雇用と非正規雇用の待遇の不均等があるが、固定的性別役割分担意識の存在などにより、男性よりも女性がその対象になりやすく、女性の非正規雇用が増加した。その結果、正規・非正規間の待遇の不均等が、男女間の不均等につながっている面がある。
- ・さらに、非正規雇用から正規雇用への転換を希望する女性への支援や教育、就業を継続できるような雇用環境整備が不十分であるために、いったん生じた男女間の不均等が解消されにくい。
- ・また、配偶者控除等、女性が自由に働き方を選択することを阻害する社会制度が、女性の非正規雇用を増加させる一因となっている。
- ・女性が意欲を持って就労継続するための雇用環境整備（両立支援策）が不十分であることが、第一子出産を機に女性の約7割が退職するなど、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、M字カーブが解消されない要因となっている。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・男女雇用機会均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の均等待遇、非正規雇用労働者と正規雇用労働者との均衡処遇の推進
- ・女性が意欲を持って継続就業するための環境整備の推進によるM字カーブの解消
- ・雇用の分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ・経済成長とそれによる雇用機会の確保による「経済的自立が可能な社会」の実現

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（1）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- ・男女雇用機会均等法に基づく、男女の均等待遇を確保する。
- ・女子学生を中心とする新卒就職の支援や、年齢制限の撤廃などにより女性の就業機会の確保を図る。
- ・ILO100号条約（同一価値の労働についての男女労働者の同一報酬に関する条約）の趣旨を踏まえ、男女間の賃金格差の解消を図るため、労使が自主的に男女間の賃金格差の解消に取り組むためのガイドラインの周知・啓発等を推進し、企業における公正・透明な賃金制度及び人事評価制度の整備を進めるよう促すなど、労使における取組の支援を行う。
- ・間接差別について、現行省令上定められている措置以外への拡大を検討する。

- ・家庭責任を有する労働者も公平に評価され、意欲をもって働き続けられるような人事雇用体系の検討を推進する。
- ・看護師、保育士、介護職等女性労働者の占める割合が大きい職種の処遇等の改善を図る。
- ・女性管理職の登用を促進するためのメンター制度の導入を推進する。
- ・実質的に男女別雇用管理となっているコース別雇用人事管理制度の是正を図る。

(2) 非正規雇用などに対する雇用環境の整備

- ・パートタイム労働者の正社員との均衡待遇を確保する。
- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇を推進する。
- ・不安定な身分やキャリア形成の困難さ、不十分なセーフティネットなど非正規雇用を巡る問題の解決を図り、さらには、非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みを構築する。
- ・雇用の創出を図るとともに、非正規雇用から、正規雇用への転換を希望する者に対して正規労働者になるための職業訓練などの支援を行う（正規・非正規雇用の相互乗り入れ制度の推進）。
- ・若年者の就労・定着支援（フリーター常用就職支援事業等）を推進する。
- ・派遣労働者の保護等のための法整備を検討する。
- ・短時間正社員制度など公正な処遇が図られた多様な働き方の普及を推進する。
- ・有期労働契約の在り方について、期間の定めのない雇用との待遇の均衡の問題を含めて検討する。

(3) ポジティブ・アクションの推進

- ・企業における男女共同参画の積極的な推進を図るため、公契約における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）として、男女共同参画に関連する調査について、一般競争入札総合評価落札方式により入札を行う際に、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するほか、更なる取組に向けた検討を深める。
- ・企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の自主的取組を推進するため、企業に対する周知、充実した表彰制度の策定、取組のためのノウハウ提供、女性管理職の数値目標などメルクマールを提示した上での協力要請などを行う。

(4) 女性の能力発揮促進のための援助

- ・誰もが目標にすることができる身近なロールモデルの育成・発掘を行い、女性の活躍事例を積極的に発信する。
- ・女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談にのり、助言などを与えてくれるメンター制度の普及を推進する。

(5) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

- ・育児・介護等により就業を中断した女性の再就職の支援体制の充実を図る。
- ・起業に関する知識や手法に関する情報提供、起業後のフォローなど女性の起業のための支援体制の充実を図る。
- ・仕事と生活の両立を可能にする働き方のひとつとして、テレワークの普及促進を図る。

第5分野 「男女の仕事と生活の調和」

《なぜ進まなかったのか：なぜ仕事と生活の調和が進まなかったのか》

- ・ 厳しい経済情勢の下で働き方が二極化し、また、根強い固定的性別役割分担意識が存在する中、長時間労働の是正や男性の職場中心のライフスタイルからの転換が進まなかった。
- ・ 仕事と生活の調和に関する一般の理解は必ずしも十分に進んでおらず、「大企業の問題」「子育て期の女性の問題」といった狭い捉え方や、個人の生活の充実のためのものという理解が不十分な場合があった。
- ・ 仕事と生活の調和が企業、更には社会・経済の活性化に役立つものであるという理解が十分でなかった。
- ・ 保育サービスの充実など子育て支援の拡充が進められてきたが、経済社会の急速な変化に対して十分ではなかった。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・ 男女共同参画社会基本法の基本理念の一つである「家庭生活における活動と他の活動の両立」の実現。
- ・ 仕事と生活の調和は、我が国の経済社会の持続的な発展や、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たす社会を形成するためにも必要である。
- ・ 男性の職場中心から職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が必要である。
- ・ このため、仕事と生活の調和を確立し、全ての人が人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現に向けた取組を進める。
- ・ また、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方に立ち、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会に向けて、多様な子育て支援策を充実する。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（１）仕事と生活の調和の推進

- ・ 父親の子育てへの関わりや子育て期間中の働き方の見直しを促進するため、男性の育児休業取得を促進するとともに、社会的な気運の醸成を図る。
- ・ 長時間労働是正のための制度の在り方等について検討する。
- ・ 多様な働き方（在宅勤務、短時間勤務、短日数勤務など）の普及を進める。
- ・ 仕事と生活の調和の必要性に関する社会的気運醸成のための効果的取組を進める（「大企業」「正社員」だけでなく多様な働き方における仕事と生活の調和の普及、個人生活の充実の視点の強調なども検討する）。
- ・ 両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備する。

（２）多様なライフスタイルに対応した両立支援策の充実

- ・ 保育所待機児童を解消する。
- ・ 地域の実情に応じた多様な保育サービスを充実する。

- ・ 子どもを持つ保護者が安心して働くことができるよう、民間の力も活用して多様な保育サービスの充実を図り、保護者にとっても子どもにとっても望ましい保育の実現を目指す。

（例）・企業、NPO、大学等多様な主体による保育所の設置の促進

- ・ 幼保一体化の推進
- ・ 病児保育等個別のニーズへの対応の促進
- ・ 放課後児童クラブの充実
- ・ 地域住民の力の活用を含めた地域における子育て支援機能の充実
- ・ 幼児教育、保育の総合的提供（幼保一体化）の在り方を検討する。

〔３〕妊娠中及び出産後の健康管理対策の推進

- ・ 厳正な対応を徹底することで「育休切り」などの妊娠・出産を理由とする不利益取扱いをなくし、妊娠・出産する女性の就業機会の確保を図る。
- ・ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、企業における妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図る。
- ・ 育児休業後の職場復帰支援策を推進する。

〔４〕家庭生活、地域社会への男女の共同参画の推進

- ・ 地域における仕事と生活の調和の推進のための住民、自治体、地域の企業の連携を進める。
- ・ 男性の家庭・地域への主体的な参画を促進するための広報啓発やワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の普及を進める。
- ・ ボランティア活動、NPO活動等への参加促進のための環境整備を行う。
- ・ 消費者教育を推進する。

※家庭生活、地域社会に関する記述は第３分野（男性）、第１３分野（地域）との調整が必要。

第6分野 「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」

《なぜ進まなかったのか：活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画がなぜ進まなかったのか》

- ・ 世代・地域・職種によっては依然として古い因習等が社会の行動様式を強く規定している傾向があり、固定的性別役割分担意識が残存している。
- ・ 地域自治会等の地縁的組織の意思決定システム、農協正組合員の女性比率の問題等社会構造の変革が十分に進展していないことが、農山漁村における政策・方針家庭への女性の参画を促進する大きな障壁となっている。
- ・ 家族経営協定、認定農業者の夫婦共同申請、農業者年金への女性の加入、女性の固定資産の形成など、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効なツールや制度について、現場への周知徹底が十分でない。
- ・ 所管行政機関や関係団体等の人員削減や関連事業費の削減により推進体制が弱くなっている。
- ・ 高齢化の進展が著しく、人口減少が大きいため、地域社会の各種機能の維持が困難となっていたり、対策の実施が追いつかない。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・ あらゆる場面における固定的性別役割分担意識の是正を促進する。
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画を図る。その際には、特定の推薦枠に基づく登用に留まらず、選挙による女性の参画を推進する。
- ・ 男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定について、その趣旨の一層の周知徹底を図りつつ、締結数の拡大と、協定の有効活用を推進する。
- ・ 農山漁村女性の固定資産の形成の促進・支援を図るため、女性の固定資産の形成の実態・意識を把握するとともに、金融面を含む各種の支援手法の検討等を行う。
- ・ 女性の介護・育児・家事等にかかわる負担の軽減を引き続き進めるとともに、女性の起業活動と家事や自家農業との両立に伴う労働過重の是正を図る。
- ・ 活動自体が特定の性、年齢層等で担われている分野、地域固有の文化活動などへの、多様な者の参加（農山漁村における女性の参画による活性化等）を図る。
- ・ 独居高齢女性等への支援活動をはじめ、男女共同参画の視点に立って、超高齢社会となっている農山漁村分野の問題を推進する。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）

（１）あらゆる場における意識と行動の変革

- ・ 農村女性リーダーに対する各種研修内容の改革を図り、特に固定的性別役割分担意識に基づく研修様式の是正を図る。
- ・ （地域の）各種会合への参加呼びかけ方法の点検と改善により家庭内からの意識改革を図る。
- ・ 家庭内からの意識改革を促進する多様なツール（例えば家族経営協定、農休日などの取組）のノウハウの交流・蓄積

- ・ 先進的な事例としてのクロスコンプライアンスの男女共同参画のモデルの可能性と限界の整理・全体化を図る。
- ・ (統計情報の整備が後れている林業・漁業を含め、) 農山漁村の統計情報等について性別データの把握に努め、農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を行う。
- ・ 男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成するため、食料や食生活に関する情報提供等を行う。
- ・ 農山漁村の女性の地位の向上に向けた啓発活動を地方公共団体、農協等関係団体と連携して積極的に行う。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・ 選挙委員の農業委員や農協の(地区担当の)理事等の選出をめぐり、立候補者の事実上の選出母体の機能を有してきた地域自治会等地縁的組織の改革を進める。特に、それらの組織における男女共同参画の視点に立った意思決定システムの再構築やリーダー層の形成を図る。
- ・ 農協理事の女性の登用と女性総代や正組合員数の拡大の関係性など、各種要職への女性の登用の促進をめぐって、それと重層的もしくは密接な関係性をもつ課題の検証と改善方向を明確にする。
- ・ 集落営農における女性の意思決定への参画を促進する。特に、農地の権利名義がなくても意思決定の場に参加できるような方向づけ、取組を促進する。
- ・ 農協の女性役員、女性の農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた定期的なフォローアップの強化、普及啓発等を推進する。また、指導農業士、女性農業士等リーダーとなる女性農業者の育成を図るとともに、土地改良区、集落営農等における意思決定過程への女性の参画を進める。
- ・ 女性農業委員、女性農業士等農山漁村の女性リーダーのネットワーク化の推進、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供等登用後のサポート体制の強化を行う。

(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- ・ 農地等の固定資産の権利名義を有する女性を増やすため、女性の意識や阻害要因の明確化も含め、その前提となる実態把握や啓発活動を行うとともに、家族経営協定の締結、養子縁組の活用、認定農業者の夫婦共同申請の推進など、促進要因となり得る関連の取組を展開する。
- ・ 家族経営協定の締結数の拡大と協定の効果的な活用の推進については、毎年調印式の間を設定するなど地域の締結運動を継続する仕組みや、協定内容の助言・指導といった支援態勢の再編・強化を図る。その際には、行政機関等による取組に留まらず、協定農家間のネットワーク活動の育成を含め、現場からの主体的な取組の推進を支援する。
- ・ 環境保全型農業に男女共同参画参画の視点も生かしつつ効果的に展開するため、エコファーマーの夫婦共同申請の仕組みの活用等を推進する。
- ・ 林業者や漁業者にも家族経営協定の普及推進を図る。特に栽培漁業者など農業者と類似する課題を抱えている分野からの協定普及を推進する。また、女性の指導漁業士の数を増やす取組等を展開する。
- ・ 女性農業士等及び女性の認定農業者の拡大、農業経営の法人化等を促進する。
- ・ 経営者や共同経営者としての女性の社会的地位を明確化するため、女性が農業経営を担っているケースの実態把握や、家族経営協定の仕組みも活用した関連制度の整備等の支援を進める。
- ・ 農山漁村女性の固定資産の形成の促進・支援を図るため、女性の固定資産の形成の実態・意識を把握

するとともに、金融面を含む各種の支援手法の検討等を行う。

- ・ 農業法人等に雇用される形での就農等、多様な就農形態に対応するため、新規就農相談センター等における就農・就業に関する相談活動・情報収集の強化、農業技術や経営管理に関する研修教育の充実等を図り、女性が就農する際の支援体制を整備する。
- ・ 女性の行う農林水産業に関連する起業活動を促進するための研修等の実施を推進する。
- ・ 農林水産業の生産現場において、男女がともに働きやすい基本的な条件を確保するための施設整備を進める。

(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- ・ 新規就農したい女性に差別的な扱いが起きないように、それに関連する実態把握に努めるとともに、男女共同参画の視点に立った就農支援やその広報・啓発を推進する。
- ・ 女性の労働負担を是正していくため、生活と仕事の両面の調整にも配慮した家族経営協定についての啓発・普及を図るとともに、子育てネットワーク活動や、出産・育児にあたる女性農業者の支援の強化、男性の家事への参加を促す研修会など、多様な取組を展開する。
- ・ 農作業事故における性別データの蓄積を含む実態把握と防止対策の強化、農業機械等の設計・操作性の女性の視点に立った見直しなど、女性に対応した多様な作業環境の整備を推進する。また、林業の現場や漁港の整備等についても、女性による多様な職種の選択や安全面の強化に配慮した各種設備の設計を進める。
- ・ 農林水産業に従事する女性が、生産と生活の両面において過重な負担を負うことがなく、無理なく農林水産業や多様な社会活動ができるように、地域における育児や介護との両立を支援するための施設の整備及び各種サービスの充実を図る。
- ・ 農山漁村に滞在し、自然・文化、農林漁業との触れ合いを楽しむグリーン・ツーリズム等、都市と農山漁村の共生・対流の推進においても女性は重要な役割を果たしており、このような女性の活動分野の拡大を支援する観点から、消費者との交流や、商工業、観光業など異業種との連携・ネットワーク化を進める。
- ・ 食の安全・安心、食育への取組や豊かな自然環境、美しい農村景観の保全管理に向けた取組に、女性が積極的に参画できる環境作りを推進する。

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

- ・ 地域内の「助け合い組織」、配食サービス等の推進や、高齢女性への支援にも十分配慮した地域の防災組織の活動を支援する。
- ・ 独居老人の家を利用した「地域交流サロン」の事例等などを参考に、高齢者本人の意向も踏まえながら、地域における各種の交流活動への参加を促す取組を支援する。
- ・ 積立型の年金としての周知徹底を図りつつ、農業者年金への若い世代からの加入の促進を図る。その際、若い女性農業者の加入の動機をづける広報・啓発の工夫や制度の改善方向を検討する。
- ・ 高齢農業者がその知識と技能をいかしつつ、生きがいを持って活動できるよう、高齢農業者による新規就農者や担い手への支援、都市住民との交流や子どもたちとの異世代交流、地域資源の保全管理等の取組を促進する。
- ・ 農村における高齢化の進展等を踏まえ、公共施設や歩行空間等のバリアフリー化を促進する。
- ・ 介護負担軽減に向けた配食サービスの推進、農協によるホームヘルパーの養成を含めた介護に関する

人材育成等、農協の助け合い組織や他のボランティア組織と連携しつつ、高齢者の生活支援体制の整備を進める。

第7分野「人々が安心して暮らせる環境の整備（高齢者、障がい者、外国人、生活困難など）」

《なぜ進まなかったのか：人々が安心して暮らせる環境の整備がなぜ進まなかったのか》

- ・ 単身世帯やひとり親世帯の増加など家族の変容、非正規労働者の増加など雇用・就業をめぐる変化、定住外国人の増加などにみられるグローバル化などの新たな経済社会の潮流に対する対応が遅れた。
- ・ 例えば、雇用・就業の変化、家族や地域の変容に対応したセーフティネットの欠如が、経済・雇用情勢の急激な悪化によって生活困難を抱える人々を更に生み出した側面がある。
- ・ ライフコースの様々な場面で生じる困難が複合化して影響力を増し、固定化し連鎖するという状況に対し、制度間の連携や、多方面の連携に基づく支援の取組が必要とされるが、これらが欠如していた。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・ 固定的性別役割分担意識の解消を図りつつ、就業構造や社会制度の改革を進めること、男性も含めた働き方の見直しや家族・地域への参画を進めることなど男女共同参画を推進することが、生活困難を防止し、高齢期における自立した生活を送るためにも必要である。
- ・ セーフティネットの再構築、生活困難を抱える人々の持てる力を引き出す支援、女性が出産・育児後も就業継続・再就職し、経済的に自立できるような支援や環境の整備、生活困難の世代間連鎖を断ち切る取組、また、支援にあたる多様な主体の連携などに取組むことが必要である。
- ・ 日本で働き、生活する外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境の整備に向けて、教育、住居、就労などの支援を、一層推進することが必要である。
- ・ 高齢期の男女や障がいのある男女の社会参画の機会の拡大や高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢者の経済的自立や安全・安心を確保し、あわせて年齢や障がいの有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（1）高齢者の自立した生活に対する支援

国民の5人に1人が65歳以上の高齢者となっており、その6割近くを女性が占める。高齢社会のあり方は高齢女性の生き方や暮らしに大きく左右されると同時に高齢者施策の影響は女性のほうがより強く受ける。

- ・ 高齢男女の就業促進と社会参画に対する支援を行う。
- ・ 高齢期の経済的自立につなげるための制度・環境の整備を進める。
- ・ 家庭・地域における支え合いの下での生活自立に向けた取組を行う。
- ・

- ・ 性差に配慮した医療・介護予防を推進する。
- ・ 安心して暮らせる良質な介護基盤を構築する。
- ・ 高齢男性などの孤立や日常生活自立に対する支援を行う。

※ 具体的取り組みについては、平成 20 年 6 月 13 日の男女共同参画会議において「高齢者の自立した生活に対する支援について」として意見として決定された諸施策についても、整理の上取り込む必要がある。

（２）障がい者の自立した生活の支援

年齢や障がいの有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。

- ・ 障がいのある人もない人も共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、障がい者施策の目標である「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障がいのある女性への配慮を重視する。
- ・ 障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を推進する。

（３）高齢者及び障がい者の自立を容易にする社会基盤の整備

社会のあらゆる分野で女性と男性が安全・安心な状況の中で自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていく観点から、社会基盤の整備に当たってこれまでともすれば障がいのない成人男性を前提としがちであった施策の立案・実施に関し、日常的に利用する女性や高齢者、障がい者等のニーズが十分に反映されるよう努める必要がある。

- ・ 高齢者及び障がい者のニーズへの対応に配慮しつつ、バリアフリー新法等の関係法律を適切に運用し、住宅及び公園の整備を含む高齢者及び障がい者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

（４）外国人

平成 19 年末現在、外国人の登録者数は総人口の 1.7%を占めるが、そのうち女性は男性の約 1.1～1.2 倍とやや多い。また国際結婚は 1980 年代半ば以降急増しているが、その 8 割が夫は日本人で妻は外国人という組合せである。国際結婚のもとで外国人の親を持つ子どもも増加し、平成 18 年には日本に生まれる子どもの約 30 人に 1 人が「少なくとも一方の親が外国人」という状況である。

- ・ 人身取引被害者・移民女性等への対応を進める。
- ・ 外国人の妻や在留外国人女性のDV被害者への支援を行う。
- ・ 日本社会の国際化の状況や、外国人や外国人の親を持つ子どもの置かれている状況、就学及び修学上の困難について全体的に把握し、状況に即した対策を実施する。

（５）貧困等様々な困難を抱える人々への対応

新たな経済社会の潮流を背景に生活困難が幅広い層に広まっているが、例えば経済的に困難な状況を見ると、ほとんどの年齢層で男性に比べて女性の相対的貧困率（注）が高く、その差は高齢期になるとさらに広がる。また特に高齢単身女性世帯、母子世帯などで相対的貧困率が高くなっているが、女

性の貧困は、その子どもへの連鎖が見られる由々しき問題である。

- ・ 自立に向けた力を高めるための取組を行う。
- ・ 雇用・就業の安定に向けた取組を行う。
- ・ 安心して親子が生活できる環境づくりを進める
- ・ 個人の置かれた多様な状況に対応できる支援基盤の構築に向けた取組を行う。
- ・ 女性であることに加え、他の様々な問題が複合的に影響した場合への適切な支援を行う。

※ 具体的取組については、平成 21 年 11 月 26 日の男女共同参画会議において「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」として意見として決定された諸施策についても、整理の上取り込むことが必要である。

(注)「相対的貧困率」は等価可処分所得（収入から税・社会保険料を差し引き、社会保障給付を加えた額を、世帯の人数の平方根で割って調整した値。世帯構成員の所得水準を示す。）の中央値の一定割合未満の所得の人口が全人口に占める割合。一定割合は 50%とすることが一般的。

第9分野 「生涯を通じた女性の健康支援」

《なぜ進まなかったのか：生涯を通じた女性の健康支援がなぜ進まなかったのか》

- ・性差医療はまだ緒についたところであり、とりわけ女性に対する医療のサポート体制は十分とはいえない状況。
- ・低出生体重児の出生率や高齢出産が増加する一方で、小児科・産科医をはじめとする医師不足や医療機関における緊急医療体制不足の問題が深刻化。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・女性も男性も各人が身体的性差を十分に理解しあい、相手に対する思いやりをもって生活していくことは、男女共同参画社会形成の前提といえる。
- ・このためには、心身及び健康についての正確な知識・情報を入手し、健康を享受できるようにしていく必要がある。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、男女、とりわけ女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（１）生涯を通じた女性の健康の保持増進

- ・男女が健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育・相談体制等を充実する。
- ・長い人生を寝たきりにならずに健康に過ごすための成人期、高齢期の健康づくりの支援
- ・女性の生涯を通じた健康づくりへの普及啓発を充実する。
- ・心のつながりや命の尊厳も重視し、児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育を推進する。
- ・思春期の女性の健康を守る食に関する知識の普及啓発を進める
- ・食育を推進する。
- ・科学的根拠に基づいた健康情報の収集・分析・提供を行う。
- ・HIV/エイズを含む性感染症に関する情報やデータの収集を行う。
- ・HIVに関する予防教育・啓発を進める。

（２）妊娠・出産等に関する健康支援

- ・周産期医療や救急医療体制を充実する。
- ・不妊専門相談サービスを充実する（特定不妊治療費助成事業等）。
- ・妊娠から出産までの一貫した健康支援を進める（早期届出、妊婦健診、相談等）。
- ・小児医療体制の整備を推進する（小児医療提供体制・小児医療相談事業の充実）。
- ・女子差別撤廃委員会の最終見解で勧告された人工妊娠中絶に関する法制度や、生殖補助医療に関する法制度について検討を行う必要がある。

（３）健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ・薬物等に関する予防教育・啓発を進める。
- ・喫煙に関する正確な情報提供を行う。

（４）性差医療の推進

（調査・研究・情報提供等）

- ・男女の精神的（心理的）身体的特性を踏まえた調査・研究を充実する。
- ・健康や医療サービス提供に関する性別データ等の実態把握を行う。
- ・生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受ける事が必要であり、そのことの重要性について国民、医療関係者に対する知識の普及を進める（ガイドラインの作成等）。

（医療体制整備）

- ・女性外来を充実する。
- ・性差医療に関する拠点病院の指定・整備（都道府県単位）と連携体制の構築を進める。
- ・総合医の充実など専門的知見を有する医師の人材育成を進める。

（予防施策）

- ・就業の有無にかかわらず安心して利用しやすい検診体制の構築を進める。
- ・女性特有のがん検診やメンタル支援等を推進する。
- ・女性の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラムを受けられる仕組みづくりを進める。
- ・男性の心身の健康維持、生活習慣病の予防施策を進める。
- ・男性に関わる問題への対応を進める（メンタル面で孤立しやすい男性の相談、若年男性の自殺予防等）。

（５）医療分野における女性の参画の拡大

- ・女性をはじめとする医療専門職が働きやすい環境を整備する（助産師の技能の活用の促進等）。
- ・医師等のワーク・ライフ・バランスの確保を進める（勤務体制の見直し等）。
- ・医師が働きやすい環境の整備を進める（保育所の充実、メンター制度等の継続就業支援、離職後の復帰支援等）。

第10分野「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」

《なぜ進まなかったのか：男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実がなぜ進まなかったのか》

- ・男女が選択している就業状況には業種等に差が見られ、従来の男性、女性が就くことが多かった職業のイメージが男子及び女子の職業選択に影響を与えられているとの指摘もあり、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く解消されていない。
- ・固定的な性別役割分担意識が根強い中、ロールモデル等も少ないことから、女子学生の進学や進出の割合が理工系分野において低いなど専攻分野における男女の偏りが見られる。
- ・進路選択において、男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、主体的に進路を選択するための職業意識の醸成や意識啓発が十分ではなかった。
- ・教育関係者における意識啓発が十分でなかったため、高等教育や大学等における方針決定過程への女性の参画が不十分である。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。
- ・生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じ、もって男女共同参画社会の形成を促進する。
- ・人生を通じたそれぞれの段階でライフスタイルに応じたきめ細やかな支援や、能力・活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。
- ・男女平等を推進する教育や実践的な活動につなげるエンパワーメントのための女性教育・学習活動等の更なる充実を図る。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（1）男女平等を推進する教育・学習

- ・初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。
- ・学校現場における男女共同参画に関する教育・研修の推進を支援する。
- ・学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。
- ・高等教育機関において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促す。
- ・学校教育において、様々な国の子どもが学校で学ぶことから、その理解を深める。
- ・独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を、研

修・交流事業に活用し、地方公共団体、男女共同参画センター等の女性関連施設、社会教育施設及び大学と連携を図りつつ事業を展開するとともに、男女共同参画に関わる研究を進め、全国的にその成果の還元を図る。

- ・日本学術会議においては、男女共同参画に資する学術についての多角的な調査、審議を一層推進する。

(2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ・子ども・若者の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフコースを見通した総合的なキャリア教育を推進する。
- ・学校教育の段階から、キャリア教育と併せて仕事と生活の調和の重要性の理解の促進を図る。
- ・女性の人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即した能力開発・生涯学習を実施する。
- ・誰でも（男女共に）いつでもどこでも能力開発・生涯学習に参加できる参加できるような体制作りを推進する。
- ・結婚や出産などのライフコースを見通した長期的な視点で女性のライフプランニングを支援する。
- ・就業や社会活動など社会参画の促進のための教育、リカレント教育、資格の取得等教育・学習活動の充実、推進を図る。
- ・職業におけるキャリアだけでなく、PTAやNPOなど多様な社会的活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討する。
- ・国立女性教育会館の研修、調査研究、情報収集・提供等のさらなる内容の充実・深化を推進する。
- ・大学等が、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。また、例えば、就職指導を大学等の教育課程の中に適切に位置付け、教育プログラムを作成すること等、各大学の就職指導に関する取組を促すとともに、インターンシップの更なる普及促進に努める。
- ・大学等において、男女共同参画の視点を踏まえた女子学生、女子生徒の多様な職業選択を可能にするための専門的知識の習得や意識啓発等を早期に行うよう努める。特に就職指導において、男女共同参画の視点を踏まえるよう努める。

※具体的取組については、平成19年5月24日の男女共同参画会議において「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について」として意見として決定された諸施策についても、整理の上取り組むことが必要である。

第 1 1 分野「科学技術・学術分野における男女共同参画」

《なぜ進まなかったのか：科学技術・学術分野における男女共同参画がなぜ進まなかったのか》

- ・ 女性研究者支援の取組は拡がりつつあるが、依然として女性研究者が少ない主な理由としては、女子学生の専攻学科に偏りがあること、両立支援、意識改革が不十分なことなどがあげられる。
- ・ 固定的な性別役割分担意識が根強い中、ロールモデル等も少ないことから、女子学生の進学や進出の割合が理工系分野において低いなど専攻分野における男女の偏りが見られる。
- ・ 理工系分野に多くみられる、実験等による長時間の研究活動が、女性の参画の障壁となる側面がある。
- ・ 大学等研究機関における研究と育児等の両立支援環境が不十分である。
- ・ 大学等の研究機関における意識改革が不十分であることから方針決定過程への女性の参画が不十分となっている。
- ・ 大学や企業の研究機関において、意識改革が不十分なことにより、男性を優先的に登用するなどの慣例が残存している。
- ・ 女性研究者の割合の向上には、大学、公的機関、企業等それぞれ取組が不可欠であるが、企業等の割合は特に低い。割合が増えない理由として女性の少なさや、企業側の割合を増やす努力が不十分との指摘もあり、企業等における積極的な取組が不十分である。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・ 少子・高齢化等人口構造の変化、グローバル化、高度情報化など変動する社会の中で、真に豊かな生活の実現や、環境問題、食料・エネルギー問題など人類社会の諸課題の解決に関して、科学技術・学術が果たす役割は大きい。
- ・ 科学技術・学術は我が国及び人類社会の将来にわたる発展のための基盤であり、「知」の獲得をめぐる国際的な競争が激化している中、我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた研究活動を活性化するためにも、女性・男性を問わず多様な研究者を質・量とも育成・確保していくことが不可欠である。
- ・ 我が国における研究者に占める女性の参画状況は、他の先進国と比べて依然として不十分であることから、女性研究者の登用及び活躍の促進を加速する必要がある。
- ・ 科学技術・学術分野における男女共同参画を推進し、女性も男性も各人の個性と能力を発揮することによって、大学等の研究機関において創造力が発揮され、新たな知見の創造が行われるとともに、これらを広く社会に提供し、持続可能な社会の発展に寄与することが求められる。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（１）科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

- ・ 研究者の女性割合などについて、「2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待する」との目標の達成に向けた取組を促す。
- ・ 第 4 期科学技術基本計画等に目標を設定するなど、男女共同参画の視点を明確に位置付ける。

- ・女子差別撤廃委員会の見解を踏まえ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等により、国及び地方公共団体における科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。また、企業・研究機関、その他各種機関・団体等の女性参画のための自主的な取組の奨励及び支援を行う。各機関等は、数値目標の設定及び達成度の評価等も併せて行う。
- ・国が関与する提案公募型研究事業等の審査員への女性の登用を積極的に進める。
- ・国が関与する提案公募型研究事業等について、女性が代表となるプロジェクトの応募を促す。

（２）女性研究者の参画促進に向けた環境づくり

- ・女性研究者比率の向上に向け、女性研究者が研究と出産・育児を両立し、研究を継続するための保育支援、研究支援、大学内の慣行の見直しなどを行う。
- ・女性研究者・技術者等の採用・登用やプロジェクト参加等の機会を確保するための性別や年齢により差別しない人事等の推進、勤務環境の整備等を行う。
- ・短時間勤務を含む各機関等における柔軟な勤務体制の導入、育児休業取得に係る研究中断後の再開のための支援措置、託児施設の整備など、研究と出産・育児等の両立支援策に取り組む。また、医師・技術者等の研究を主とする者以外の科学技術・学術関係人材についても、その分野の特性や実情等を踏まえた上で、仕事と出産・育児等の両立支援策に取り組む。
- ・研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計データを収集・整備し、経年変化を把握する。
- ・女性研究者及び女性若年層に対して、研究を継続するための支援や採用や公募などについての情報提供の利便性を図るなど、科学技術・学術分野における情報ネットワーク環境の整備に努める。
- ・研究機関の管理職等を対象とした男女共同参画のための意識啓発活動を行うとともに、男女共同参画の推進のためのネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ロールモデルの提供及び相談窓口の活用促進等に努める。
- ・国は他のモデルとなるような取組を行う研究機関に対する支援等を行う。
- ・大学等の研究機関は、公正な選考により女性研究者をより積極的に採用すること、昇進、昇格や意思決定過程への参画においても積極的に女性研究者を登用することが望まれる。

（３）女性若年層における理工系分野の選択の促進

- ・誰もが目指すことのできるような身近に感じられるロールモデルの育成・発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。
- ・子ども・若者を対象とした企業・研究者等のロールモデルの提供を行う。
- ・女子高校生等女性若年層の理工系への関心・理解を高めるため、本人及びその進路選択に影響力のある保護者・教師をも対象にした女性研究者等のロールモデル情報の提供、科学技術・学術の理解増進事業を推進する。

第12分野「メディアにおける男女共同参画の推進」

《なぜ進まなかったのか：メディアにおける男女共同参画がなぜ進まなかったのか》

- ・メディアが「男女共同参画」についての理解を深め、積極的にその推進において役割を担うことを働きかけるような取組が不十分であった。
- ・メディア分野における男女共同参画の視点から見た課題の現状分析が不十分であった。
- ・メディア関係業界における女性の参画はいまだ限定的であり、働き方の多様性の確保が不十分である可能性がある。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・メディアによる「男女共同参画」の正しい理解を広め、固定的性別役割分担意識を解消させるために、メディア側からの積極的な取組及び自主規制を奨励する。
- ・あらゆる形態のメディアにおいて、女性や子どもの人権を軽視する、あるいは性暴力を肯定するような内容の情報は、女性に対する暴力であるとの社会的コンセンサスを形成する。
- ・インターネットの普及により、児童ポルノなど違法・有害な情報の発信主体が多様化し、受信も容易となってきたことについての対策を行う。
- ・メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断し、また適切に発信することができるよう、メディア・リテラシーを向上させる。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

（1）女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ・女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会最終見解などを含む国際規範・基準や議論等の国際的な取組を、メディア及び国民のあらゆる年代層に届ける。

※女性に対する暴力に関する専門調査会において議論

- ・女性に対する暴力根絶のためのメディアの役割の重要性を考慮し、メディアにおける性・暴力表現についての自主規制、及び性犯罪用語の適切な使用を促進する。
- ・あらゆる形態のメディアにおいて、女性や子どもの人権を軽視する、あるいは性暴力を肯定するような内容の情報（ゲーム等のバーチャルな表現も含む）は、女性に対する暴力であり、男女共同参画社会形成を阻害する許されない行為であるという認識を共有するための啓発活動の強化
- ・女子差別撤廃委員会最終見解の勧告を踏まえ、ゲーム等のバーチャルな分野における、特に女性に対する人権侵害を助長するような性・暴力表現についても、新たな課題として、規制を含めた対策の在り方を検討する。
- ・メディアにおける性・暴力表現が与える影響についての調査の実施
- ・児童ポルノに対するブロック技術の開発と普及促進

- ・メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力をつけるためのメディア・リテラシー教育の推進

- ・活字や映像、インターネットなどの媒体を通じて伝えられる情報について、女性の人権に配慮した表現となるようメディアの自主的な取組を促進

（２）国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点からの表現の促進

- ・女性の人権侵害につながるようなメディア表現等についてモニタリングし、改善を求める市民団体やNPOなどの活動を促す必要がある。
- ・メディアとの連携による広報・意識啓発の戦略強化

（３）メディア分野における女性の参画の拡大

- ・他の分野と比較して登用の状況が遅れている項目についても、本計画を意識した取組が展開されるように、女性の登用に結び付く裾野の拡大や、多様な目標設定の方法も視野に入れつつ、個別分野の対策を効果的に推進する。
- ・メディアにおける女性の参画、特に管理職の女性比率を上げるなど、方針決定過程への参画を進める取組を促進。

<項目に当てはまらない取組例>

- ・参加型イベント等広報手法を工夫し、メディアとの効果的な連携の推進を図る。
- ・メディアが男女共同参画意識に与える影響について（媒体の種類に応じた対応、男女共同参画社会の形成に資する表彰制度の創設等）

第13分野 「地域における男女共同参画の推進」

《なぜ進まなかったのか：地域における男女共同参画がなぜ進まなかったのか》

- ・ 地域や地域に住む人々の課題解決のための施策や活動の中で男女共同参画の重要性が十分意識されていない。
- ・ 地域活動への参加には性別・世代に偏りがある。
- ・ P T A・自治会等地域における女性の活躍の場が乏しく、事実上閉ざされている場合もある。
- ・ 根強い固定的性別役割分担意識により、女性リーダーの育成が困難な状況がある。
- ・ 地域における男女共同参画の推進体制が必ずしも十分ではなく、幅広い分野の関係機関やNPO等との連携・協働も不十分である。
- ・ 地方公共団体における男女共同参画に対する重要度が低い。

《目標に盛り込むべき事項》

- ・ 地域社会の様々な活動に男性や若年層など多様な立場の人々が参加できるよう、仕事と生活の調和を進める。
- ・ 男女共同参画の視点を取入れ、地域コミュニティの再生を図る。
- ・ 男女共同参画の考え方をあらゆる地域活動の基本要件とする。
- ・ 固定的性別役割分担意識を解消するための意識啓発をさらに進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。
- ・ 男女共同参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図る。
- ・ 地方公共団体における男女共同参画行政への積極的推進を図る。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）》

〔1〕地域生活

- ・ 仕事と生活の調和を推進するため、住民、自治体、地域企業、NPO等との連携を図る。
- ・ 地域や社会の担い手として、多様な経験を次世代に伝えていくことのできる高齢女性の活躍を促進するとともに、若年層の参画を促進する。
- ・ 地域における意思決定システムへの女性の参画促進を図る。
- ・ 地域活動の社会的評価を行う。
- ・ 地域活動が特定の性、年齢層等で担われている分野、地域固有の文化活動への多様な者の参加促進を図る。
- ・ 男女共同参画の視点を踏まえ、行政(男女共同参画センター等)、大学、NPO等地域活動を行っている団体とのネットワーク構築、連携を促進する。
- ・ 多様な家族形態(高齢単身世帯等)の増加を踏まえた、啓発活動及び関係団体との連携を図る。

〔2〕まちづくり・観光

- ・ 地域づくり、まちづくり、観光分野での政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・ 地域活動が特定の性、年齢層等で担われている分野、地域固有の文化活動への多様な者の参加促進を図る。

- ・ 都市計画における男女共同参画の視点を導入する。
- ・ 男女共同参画の視点を踏まえ、地域づくり、まちづくり、観光に関する地域活動、NPO活動等のネットワーク構築、異業種間での連携促進を図る。
- ・ 女性参加による成功事例の普及を行う。
- ・ 地域づくり、まちづくり、観光分野における女性の人材育成を支援する。

(3) 防災

- ・ 防災分野での政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・ 防災計画における男女共同参画の視pointsの導入を図る。
- ・ 消防団への女性の参画を拡大する。
- ・ 消防職員・警察官・自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階も含めて留意する。またその職業能力の向上についても配慮する。
- ・ 高齢者の経験を次世代につなげる取組を推進する。
- ・ 女性・高齢者・外国人の視点を踏まえた防災計画の立案、情報提供、平時訓練等を行う。

(4) 環境

- ・ 環境保全分野での政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・ 環境分野における女性の人材育成を支援する。
- ・ 環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進やNGO、NPO活用の支援等を図る。

(5) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

- ・ 先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供・共有を行う。
- ・ 地域活動の表彰等の広報・啓発活動を行う。
- ・ リーダー研修等の人材育成支援を行う。
- ・ 地域活動を担う人材の評価を行う。
- ・ ネットワーク形成支援を行う。
- ・ 地方公共団体職員への研修の充実を図る。

第 14 分野「国際社会の「平等・開発・平和」への貢献」

《なぜ進まなかったのか：国際社会の「平等・開発・平和」への国際貢献がなぜ進まなかったか》

- ・ 固定的性別役割分担意識が依然として根強く、国内の男女共同参画推進の障害となっており、国際的にも国内的にも、様々な分野における上位の目標として男女共同参画が認識されていない。
- ・ 効果的な対外発信手段のノウハウが不足していた。
- ・ 女子差別撤廃条約等の国際規範を推進する体制が弱く、推進する主体が明確でなかった。
- ・ 国際規範に履行義務があるという認識が足りなかった。

《目標に盛り込むべき事項》

我が国の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、我が国においては女子差別撤廃委員会の最終見解に指摘されているように多くの課題がある。とくに最終見解では、2 年間のフォローアップ項目等があり、緊急の改善策が必要。

《施策の基本的方向と具体的な取組（各 WG での議論等を基にした例）》

（1）国際的協調：条約等の積極的遵守・国内施策における実行・国内への周知

- ・ 女子差別撤廃条約を遵守するため女子差別撤廃委員会からの最終見解（2009 年 8 月公表）の国内施策における実行や周知徹底。
 - （例）・女子差別撤廃委員会最終見解には法的拘束力はないものの、条約の積極的遵守の観点から、国内施策における実現に向けた努力を行う。
 - ・ 国内施策における実行体制として、男女共同参画会議のイニシアティブが必要。
 - ・ 女子差別撤廃条約選択議定書の批准へ向けた検討等、最終見解の勧告を可能な限り第 3 次男女共同参画基本計画に盛り込む。特に、フォローアップ項目とされている民法改正及び暫定的特別措置の実施に関しては、優先的に取り組む。
- ・ 「北京宣言及び北京行動綱領」及び国連特別総会「女性 2000 年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」の国際規範・基準や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等の国内における実行。
 - （例）・女子差別撤廃条約のみならず、自由権規約等、男女共同参画の視点を含む他の人権条約最終見解の国内施策における実現に向けた努力を行う。
 - ・ 第 1 回世界女性会議（1975 年 メキシコシティ）以降、国連の動きにあわせて日本の男女共同参画が進展してきた経緯を踏まえ、2010 年の国連婦人の地位委員会「北京+15」の成果文書を踏まえた国内施策の実行に向けて努力する。
 - ・ 暫定的特別措置の実施。

- ・上記条約、最終見解、国際規範・基準、議論等、国際的な取組みを、国民のあらゆる年代層に届ける。
- (例)・条約等の積極的遵守の観点から、あらゆる教育分野における国際人権条約に関する教育の充実。
 - ・管理職公務員に対する国際人権研修の充実。
 - ・国際人権についてのメディアへの周知。
 - ・世界の動向を踏まえジェンダー視点に立った研究・教育の充実(学校教育、社会教育を含む)。
- ・上記条約や最終見解等の実施状況に関する評価基準や監視体制の強化。
- ・雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(IL0条約第111号)、パートタイム労働に関する条約(IL0第175号条約)、母性保護条約(IL0第183号条約)等男女共同参画にかかわりの深い条約のうち未締結のものについて、批准に向けて積極的な対応を図る。

(2) 男女共同参画の視点に立った国際貢献

- ・男女共同参画の視点に立った ODA プログラム・プロジェクトの効果的な実施。
 - (例) <政策の内容について>
 - ・ODAにおける人間の安全保障・男女共同参画の視点の反映の徹底(気候変動や貧困の女性化への対応等)。特に、ミレニアム開発目標達成に向けた取組みの実施。
 - ・ODA 大綱、国別援助計画等への男女共同参画の視点の反映。
 - ・GAD イニシアティブの効果的な実施。
 - ・人身取引被害者・移民女性等への対応。
 - <組織・体制について>
 - ・開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化支援。
 - ・ODA 実施機関・政策決定機関のジェンダー主流化。
 - ・女性と平和構築に向けた安保理決議 1325、1820、1888、1889 号(*)の効果的な実施。
 - ・ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進。
 - ・外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力。
 - ・男女共同参画の視点に立った ODA プログラム等の実施に関する評価基準や監視体制の確立。

(*) 安保理決議 1325、1888、1889 号は、女性、平和、安全に関する決議

安保理決議 1820 号は、紛争地域における性的暴力に関する決議

(3) 対外発信機能の強化

- ・国際社会への日本の取組みの効果的な発信
 - (例)・国際会議の活用－女子差別撤廃委員会(CEDAW)、自由権規約委員会、APEC 女性リーダーズネットワーク(WLN) 会合、国連婦人の地位委員会(GSW)、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP) 会合、東アジア男女共同参画担当大臣会合、女性に関する ASEAN+3 委員会会合、欧州連合(EU) 等における我が国の取組みのアピールの強化。
 - ・日本の特徴を活かしたテーマの対外発信(防災の分野における男女共同参画の視点等)。

- ・ 外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力。
 - （例）・ NWEC、JICA、アジア学術会議を通しての連携の促進。
 - ・ NGO との連携の強化。

V 推進体制

＜施策の基本的方向と具体的な取組（各WGでの議論等を基にした例）＞

1. 国内本部機構（男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議）の強化

- ・国内本部機構は、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、あらゆる施策について、縦割りではなく横断的な視点を持ち、その機能を最大限に発揮することが重要である。
- ・このため、監視・影響調査機能の充実や、多様な主体（地方公共団体、国立女性教育会館、各地の女性センター・男女共同参画センター、民間団体、NGO、NPO、地縁団体、大学、企業、労働組合等）との連携強化が必要である。
- ・男女共同参画会議については、国内本部機構の重要な機関として、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策及び重要事項などの調査審議を行い、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べるなどその機能を最大限に発揮できるよう努める。
- ・男女共同参画に見識の高い学識経験者や女性団体など国民の幅広い意見を反映する。
- ・男女共同参画推進連携会議については、NPO や NGO、地縁団体など相互の交流や情報交換等の連携強化を図るため、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワークの形成を支援する。

2. 基本計画の実施状況や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能の強化

- ・男女共同参画を推進するために、男女共同参画基本計画、女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能を強く発揮し、実効性を高める。
- ・例えば、女子差別撤廃条約に基づく第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会からの勧告に対応するための工程表を作成し、その進捗状況を監視する。
- ・全ての施策について企画段階で男女共同参画の視点を浸透させ、実績や効果を把握することによって、次の施策に反映させる。

3. 地方公共団体や民間団体等における取組への支援（地方公共団体、国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター、民間団体、NGO、NPO、地縁団体、大学、企業、労働組合等）

- ・地域において身近な男女共同参画を推進することにより、男女共同参画社会の実現が可能となることから、地方公共団体、国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター、民間団体、NGO、NPO、地縁団体、大学、企業、労働組合等の地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進が重要である。
- ・そのためには、地域における多様な主体との連携・協働により、地域における課題解決を行うとともに、人材育成や、ネットワークの形成、男女共同参画推進へのリーダーシップ発揮について首長・地方公共団体等への働きかけなどが必要である。

(1) 地方公共団体

- ・男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画基本計画の策定に当たって、情報提供を行う。

- ・ 情報提供や研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等についての一層の連携強化を図る。
- ・ 先進事例等の収集・分析・提供、全国的な男女共同参画の進捗状況等のデータ・意見の収集・提供、施策評価の手法等の研究などを行い、都道府県・政令指定都市などを通じ地域における男女共同参画推進を支援する。
- ・ 男女共同参画推進へのリーダーシップ発揮について首長等への働きかけを行う。

(2) 女性センター・男女共同参画センター等

- ・ センターが住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点であり、行政の政策を分かりやすく実現するためのものであることを明確にし、理解の深化を促進する。
- ・ センターを拠点とする団体とその他の地域団体とをつなげる等の役割を果たすことを促進する。
- ・ 課題解決や実践的活動につながる知識習得等や人々の課題の把握・情報提供、人材の発掘・育成・雇用等の機能の充実を図る。
- ・ センターを運営する指定管理者の条件をある程度柔軟に設定すること等について検討し、センターの趣旨目的を生かした効果的な管理運営を促進する。
- ・ 職員の意見がセンターの運営に反映されるシステムの構築と、長期的な視点に立った人材育成の仕組みづくりを推進する。

(3) 国立女性教育会館の取組の推進

- ・ 全国の男女共同参画センター等のネットワークの中核を担うなど、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、さらなる充実・深化を促進する。

(4) NPO、NGO、地縁団体

- ・ 外国政府、国際機関、国内外N G O等との効果的な交流・連携・協力を行う。
- ・ 様々な分野で独自の視点に立って、自主的な活動を展開している NPO や NGO、地縁団体が、男女共同参画社会の実現に向けて果たす役割は極めて大きいため、情報の共有を一層促進する。
- ・ 全国的な男女共同参画推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じた地域の連携体制づくりを進め、NPO や NGO、地縁団体など相互の交流や情報交換等のネットワークづくりを充実させる。
- ・ 課題解決型の男女共同参画の推進に重要な役割を果たす N P O 活動に対し、税制優遇の充実などの支援を検討する。

(5) 大学、企業など

- ・ 男女共同参画の視点での分野横断的・全国的なネットワークを構築するため、大学や企業等の地域での協力を依頼する。